

学校における携帯電話の取扱い に関するガイドライン（概要）

小学校（義務教育学校前期課程を含む。）

※従前どおり原則禁止

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情（遠距離通学、公共交通機関を利用した通学等）がある場合は例外を認める。

中学校（義務教育学校後期課程を含む。）

※原則禁止 一定条件のもと一部容認

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情がある場合は例外を認める。

なお、以下の①～④の事項について、学校と生徒・保護者との間で合意がなされている場合に限り、学校への持込みを認めることも考えられる。その際は、校内での使用を禁じたり、学校で一時的に預かるなど、教育活動に支障がないように配慮すること。

- ① 生徒が自らを律することができるルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- ② 校内での管理方法や紛失のトラブル等に関する責任の所在を明確化すること
- ③ 閲覧制限の「フィルタリング」を保護者の責任で設定すること
- ④ 携帯電話の危険性や正しい使い方を家庭や学校で指導すること

高等学校

※従前どおり持込みを認めるが、使用は原則禁止

携帯電話は学校における教育活動を目的としたICT機器を使用する場合を除き、直接必要のない物であることから、教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用については、原則禁止とする。

特別支援学校

※各学校の実態を踏まえてルールを設定

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、各学校において学校や地域の実態等を踏まえてルールを定めること。その際、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

～「携帯電話」の定義～

本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下の物をいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能を搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）やスマートフォン

※ タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は含まない。

学校における携帯電話の取扱い に関するガイドライン

奈良県教育委員会

学校における

携帯電話の取扱い等に関する検討の経緯について

児童生徒の学校における携帯電話の取扱い等については、これまで「携帯電話は教育活動に直接必要のない物」として、小・中学校での携帯電話の持込みの原則禁止、高等学校での校内における使用制限、学校における情報モラル教育の充実、「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底等について周知を図ってきたところである。

近年の自然災害（大阪府北部地震等）や児童生徒が被害者となる犯罪の発生等を踏まえ、携帯電話を登下校中等の緊急連絡手段として活用することを期待する声の一部の保護者等から上がった。文部科学省では「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」を設置し、このような視点からの学校における携帯電話の取扱い等について、昨今の児童生徒の携帯電話所有・利用率の上昇を踏まえた上で検討がなされてきた。

そうした中で、文部科学省は令和2年7月31日付け初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」において、中学生の学校への携帯電話の持込みについては原則禁止とするが、一定の条件について学校と生徒・保護者間での合意がなされている場合は、学校への持込みを認める考え方を示した。

このことを受け、本県の学校において、すべての児童生徒に対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等に関する指導にこれまで以上に積極的に取り組みつつ、学校における携帯電話の取扱い等がより適切に行われるよう、本ガイドラインを定めた。

本ガイドラインの活用について

(1) 学校又は市町村教育委員会は、本ガイドラインを参考に、各学校や地域の実情に応じたルールや方針等（以下「ルール」という）を定め、児童生徒や保護者と連携しつつ、携帯電話の取扱いや携帯電話の適切な使用に関する指導をお願いします。

なお、ルールを定める際には、児童生徒との話し合いや、学校運営協議会等、学校・保護者・地域の代表等による話し合いを実施するなどにより、関係者の合意を十分に得るよう努めてください。

(2) 保護者が登下校時に児童生徒に携帯電話を持たせる場合、学校は、事前に示したルールについて、家庭においても保護者から子どもに指導を行うことの同意を得て、保護者との協力体制を構築してください。〔参考資料「同意確認書〈例〉」参照〕

～「携帯電話」の定義～

本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下の物をいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能を搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）やスマートフォン

※ タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は含まない。

小学校（義務教育学校前期課程を含む。）

従前どおり原則禁止

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情（遠距離通学、公共交通機関を利用した通学等）がある場合は例外を認める。

【理由】

- 小学生の通学距離は法令上おおむね4キロメートル以内とされており、中・高校生に比べて短いこと
- 小学生は、中・高校生のように部活動等により、下校時間が遅くなる可能性が低いこと
- 令和元年度、県内小学生の携帯電話（スマートフォンを含む）所有・利用率は約6割で、中・高校生に比べて低いこと 等

中学校（義務教育学校後期課程を含む。）

原則禁止 一定条件のもと一部容認

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情（遠距離通学、公共交通機関を利用した通学等）がある場合は例外を認める。

なお、以下の①～④の事項について、学校と生徒・保護者との間で合意がなされている場合に限り、学校への持込みを認めることも考えられる。その際は、校内での使用を禁じたり、学校で一時的に預かるなど、教育活動に支障がないように配慮すること。

- ① 生徒が自らを律することができるルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- ② 校内での管理方法や紛失のトラブル等に関する責任の所在を明確化すること
- ③ 閲覧制限の「フィルタリング」を保護者の責任で設定すること
- ④ 携帯電話の危険性や正しい使い方を家庭や学校で指導すること

【理由】

- 中学生の通学距離は法令上おおむね6キロメートル以内とされており、小学生に比べて長く、時間がかかること
- 部活動に参加する生徒が多いため、小学生に比べて帰宅時間が遅くなる可能性が高いこと
- 令和元年度、県内中学生の携帯電話（スマートフォンを含む）所有・利用率は約8割で、小学生に比べて高いこと 等

高等学校

従前どおり持込みを認めるが、使用は原則禁止

携帯電話は学校における教育活動を目的としたICT機器を使用した場合を除き、直接必要のない物であることから、教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用については、原則禁止とする。

特別支援学校

各学校の実態を踏まえてルールを設定

携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、各学校において学校や地域の実態等を踏まえてルールを定めること。その際、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

【理由】

- 特別支援学校では、個別の障害の状態、通学距離・方法等が各児童生徒等により異なることから、県下一律のルールを定めることが難しいこと

学校における情報モラル教育と指導体制の充実について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒に急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険性を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

そのため、学校における情報モラル教育について、児童生徒が主体的に考え、互いに話し合う機会や、携帯電話やインターネットの利活用の在り方やセルフルールを考える機会を提供するなど、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導の工夫と充実を努めること。

また、文部科学省や各種団体等が作成している教材等を活用し、児童生徒がネット上のいじめや違法有害情報に関する犯罪等の加害者にも被害者にもならないよう指導すること。特にネット上のいじめについては、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には、学校・家庭・警察等関係機関等が連携して対応するなど、指導体制の充実を図ること。

家庭や地域に対する働きかけについて

ネット上のいじめ等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりと利用状況の把握、学校・家庭・地域が連携した身近な大人が児童生徒を見守る体制づくり等を行う必要がある。

学校及び教育委員会等は、児童生徒をネット上のいじめや犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を設けて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりや「フィルタリング」の利用促進に努めること。

（参考資料）各学校におけるルール〈例〉

〇〇立〇〇〇学校における 携帯電話の取扱いに関するルール

【校内での携帯電話の取扱い】

- (1) 学校は、児童生徒に、校内で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、保護者が児童生徒に携帯電話を持たせる場合、校内では電源を切るように指導する。
- (3) 学校は、児童生徒が学校で示したルールに従わない場合は、携帯電話を学校が預かり、保護者と協力して指導を行う。
 - ※ 学校は、以下の場合に限り、児童生徒に校内で携帯電話を使用させることができる。
 - ・災害等の緊急時に、使用するよう指示をする場合
 - ・携帯電話の適切な使用について、学校で指導を行う場合
 - ・その他、校長が使用を認める場合

【登下校中の携帯電話の取扱い】

- (1) 学校は、児童生徒に対し、登下校中、防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用させない。
- (2) 学校は、児童生徒に対し、登下校中は携帯電話をかばん等に入れて管理させる。
- (3) 学校は、児童生徒が登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をする等、事前に示したルールに従わない場合、保護者と協力して再発防止のための指導を行う。
 - ※ 緊急時の保護者連絡を含む対応については、学校の定める緊急対応マニュアル等に従うこと。また、緊急時における学校からの必要な連絡は、緊急対応マニュアル等に従い、従来どおり、一斉メールやHPへの掲載、電話連絡等で直接保護者に行う。

～このルールにおける「携帯電話」の定義～

本ルールにおける「携帯電話」とは以下の物をいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能を搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）やスマートフォン
- ※ タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は含まない。

(参考資料) 保護者向け文書〈例〉

保護者の皆様へ

児童生徒に携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任の下、以下のことを御家庭で確認、約束し、その内容を三者面談、同意確認書の提出時などの機会を利用して、学校にも伝えてください。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
- (2) 校内では、携帯電話を使わない。
- (3) 校内では、携帯電話の電源を切って、かばんに入れ、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。
- (4) 登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等緊急の場合以外は使わない。
- (5) 児童生徒がルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かり、学校と保護者が協力して指導する。
※ 災害等緊急時以外は、保護者から児童生徒の携帯電話への連絡はしないでください。

【携帯電話の適切な使い方について】

- (1) 家庭での使用時間等については、家庭で話し合っ規則を決める。
- (2) 自分や他人の画像・映像や個人情報を安易に誰かに送ったり、SNSに投稿したりしない。
- (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の購入申込みをしない。
- (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (6) SNSやメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外し等のいじめ行為はしない。
※ これら以外の使い方については、児童生徒と話し合っ規則をつくってください。

【携帯電話の管理及び責任について】

- (1) 児童生徒に携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を児童生徒とともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリ等についても、使用するかどうか、使用前に必ず児童生徒と確認する。
- (2) 児童生徒が使う携帯電話には必ず「フィルタリング」を設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に児童生徒の使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定するなどの工夫をする。パスワードは保護者が必ず把握しておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や警察等関係機関等に相談し、適切に対応する。
- (6) 児童生徒に携帯電話を持たせる場合は、登下校中及び校内における携帯電話の破損・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とする。

(参考資料) 同意確認書 〈例〉

〇〇立〇〇学校長 様

令和 年 月 日

〇〇立〇〇学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意確認書を提出します。また、同意確認書については、持込みの必要性について子どもと話し合った上で内容を更新し、年度ごとに提出します。

〈持込みが必要な理由〉

携帯電話の持込みを求める理由について、具体的に記入してください。

| |
|--|
| |
|--|

〈同意確認事項〉

同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてにチェックボックスへチェック(✓)してください。
全ての項目に同意できない場合は登下校中の携帯電話を所持することができません。

【子どもに携帯電話を所持させたい期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

| 同意確認事項 | | 保護者 ✓ | 児童生徒 ✓ |
|--------|--|----------|-----------|
| 1 | 登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。 | | |
| 2 | 校内では携帯電話の保管方法等について学校の指示に従うとともに、指示があるとき以外は携帯電話をしません。 | | |
| 3 | 携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、当該年度には登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。 | | |
| 4 | 携帯電話の適切な使用や使用時間について、保護者と一緒にルールをつくり、適切に管理します。 | | |
| 5 | 使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に保護者と話し合います。 | | |
| 6 | フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をしない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。 | | |
| 7 | インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。 | | |

____年 ____組 ____番

児童・生徒名

| 保護者同意 | | 保護者 ✓ |
|-------|--------------------------------------|----------|
| 1 | 携帯電話の破損・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。 | |
| 2 | 災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。 | |
| 3 | 上記の内容について、保護者の責任の下、すべて子どもと確認しました。 | |

同意確認事項に関して、お子様と話し合った内容について、具体的に記入してください。

| |
|--|
| |
|--|

保護者名

印